■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
1	受講端末とネットワーク環境	市町村職員がeラーニング・ウェビナーを受講する端末について、主にLGWAN接続系とインターネット接続系のどちらを想定されていますか。また、インターネット上の動画配信サービスや外部Webサイト（eラーニング・アンケートフォーム等）へのアクセスに制限がある市町村があれば、その概況をご教示ください	LGWAN接続系とインターネット接続系のどちらで想定いただいても構いません。 アクセス制限については必要に応じて制限解除の手続きを行うことを想定しています。	11/2
2	受講端末の機器構成	受講端末におけるWebカメラ・マイク・スピーカー（ヘッドセット）の有無について、県として把握されている状況があればご教示ください。	各市町村側の受講端末におけるWebカメラ・マイク・スピーカー等の整備状況について、県として把握しておりません。できるだけ市町村の環境に依存しない方法をご提案下さい。	11/2
3	ワークショップで使用するPCの調達要否と要件	仕様書2⑷「会場の設営及び撤収（PCの調達、設定等を含む）」について、以下をご教示ください。 ① 集合型で実施する場合、受講者1人1台のPCを受託者が調達する想定でしょうか。受講者が所属自治体の端末を持参する形も可能でしょうか。 ② ワークショップをオンライン形式で実施する場合は、受講者が所属自治体の端末から参加するものとし、受託者によるPCの調達は不要との理解でよろしいでしょうか。 ③ 受託者がPCを調達する場合、満たすべき要件（OSの種類・バージョン、Microsoft Office等のソフトウェアとそのバージョン、ブラウザ、インターネット接続の手段（会場Wi-Fi・モバイル回線等）、セキュリティ対策、研修後のデータ消去の方法等）について指定があればご教示ください。また、レンタルによる調達で差し支えないでしょうか。	①集合型のワークショップにおいて、受講者がPC等を使って作業を行う場合は、当該機器は受託者で準備していただく必要があります。 ②オンライン形式のワークショップにおいては受講者が所属自治体の端末から参加することを想定しているため、受託者によるPC調達は不要です。 ③調達するPCに特定のOS指定等はありませんが、研修に支障のないスペックおよびセキュリティ対策を講じてください。また、受講者のアカウント情報を含む個人情報の管理を徹底するようお願いいたします。詳細は、契約書（案）の「（別記）個人情報取扱特記事項」をご確認ください。レンタルでのPC調達に関しましては問題ございません。	11/2
4	配信ツールの指定	ウェビナーの配信ツール（Zoom、Microsoft Teams、Webex等）について、県の指定や推奨はありますか。指定がない場合、市町村側で接続が制限されている（利用できない）ツールがあればご教示ください。	県からの特定ツールの指定・推奨はありません。また、各市町村における接続制限ツールの詳細については県として把握しておりません。できるだけ市町村の環境に依存しない方法をご提案下さい。	11/2
5	同時接続300名の数え方	一般職員向けウェビナーの「1回あたり同時接続上限数300名以上」について、会議室等で複数名が1台の端末から視聴する場合も1接続と数える理解でよろしいでしょうか。また、Zoomの「ウェビナー」機能のような視聴専用形式でも要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	１ライセンスで「１接続」とカウントするため、１台の端末から複数名で視聴された場合も「１接続」として扱います。 なお、一般職員向け研修（ウェビナー型）においては特段の受講人数条件を設けておらず、仕様書の条件は「300名以上が同時接続した場合でも支障なく対応できる配信ツール・ライセンスを準備すること」を求めるものです。したがって、複数名による合同視聴に伴う接続数の厳密な管理等は要しません。 また、研修実施に差し支えなければ配信形式は問いません。	11/2
6	アーカイブ配信の方法	アーカイブ提供を提案する場合、配信方法（動画共有サービスの限定公開、eラーニング基盤内での配信等）について、県として認められない方法や、視聴者を職員に限定する等の条件があればご教示ください。	県からの指定や条件はありませんが、受講者（市町村職員等）のみが視聴できるよう、適切なアクセス制限（パスワード保護、URLの限定公開、受講者専用ポータル/eラーニング基盤内での配信等）を講じることが望ましいです。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
7	Officeの種類とバージョン	市町村職員が業務で使用しているOffice製品（Microsoft 365 Apps、Office 2021／2019／2016等のバージョン）について、県として把握されている状況があればご教示ください。研修で扱うデジタルツールの操作例を受講者の環境に合わせるために確認するものです。	県として把握しておりませんが、市町村毎に異なる可能性がありますので、できるだけ環境に依存しない方法をご提案下さい。	11/2
8	Microsoft 365・Teams等の導入状況	Microsoft 365（Teams、SharePoint、Forms等）やGoogle Workspace等のクラウド型グループウェアを導入している市町村の概況について、把握されている範囲でご教示ください。	県として把握しておりませんが、市町村毎に異なる可能性がありますので、できるだけ環境に依存しない方法をご提案下さい。	11/2
9	研修内容としての生成AIの比重	仕様書1では「デジタル技術やAI等の活用による業務効率化」が背景に掲げられていますが、研修内容として生成AIの活用（業務での使い方、リスクとガイドライン等）をどの程度取り扱うことを想定されていますか。重点的に扱うべき内容か、DX全般の一要素として扱う想定か、県のお考えをご教示ください。	研修カリキュラムにおける生成AIの取扱比重について、県として特定の割合や位置づけを一律に指定するものではございません。対象職員（DX推進担当職員・管理職職員・一般職職員）の研修目的に応じ、自由な企画・構成でご提案ください。	11/2
10	市町村の生成AI導入状況	県内市町村における生成AIの導入・利用状況（利用可能なサービスの種類、利用ガイドラインの策定状況等）について、把握されている範囲でご教示ください。	県として把握しておりませんが、市町村毎に異なる可能性がありますので、できるだけ環境に依存しない方法をご提案下さい。	11/2
11	研修中の生成AIの実操作	ワークショップ等で受講者が生成AIサービスを実際に操作する演習を行うことは可能でしょうか。可能な場合、受講者の所属自治体で利用が認められていないサービスを研修用環境で使用することに制約はありますか。	実操作演習を含む提案は可能です。ただし、自治体ごとのネットワーク制限等について異なることが想定されるため、受託者側で演習用の検証環境・アカウント等を用意する等、受講者の環境制限に左右されない工夫を含めてご提案ください。	11/2
12	県内での対応体制	応募要領6⑾「業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること」について、以下をご教示ください。 ① 沖縄県内に本店・支店・営業所等の事業所を有することは参加資格として必須でしょうか。 ② 県内に事業所を有しない事業者が、Web会議（Zoom、Microsoft Teams等）による打合せを基本とし、県が必要と判断する場合には担当者が来県して対応する体制とすることで、本要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 ③ 対面での打合せを必要とする場面（月１回の調整会議等）や頻度について、想定があればご教示ください。	① 沖縄県内に事業所（本店・支店等）を有することは参加資格の必須条件ではありません。 ② ご認識の通りです。 ③ 対面での打合せは必須としておりませんが、これまでの事例では納品物を確認する完了検査等を対面で行っております。	11/2
13	ワークショップの開催形式	DX推進担当職員向けワークショップについて、集合型ではなくオンライン形式、または集合型とオンラインの併用で実施することは可能でしょうか。集合型とする場合は、仕様書の「本島3か所・離島2か所以上」がワークショップにも適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	オンライン形式や集合型とオンラインを組み合わせた併用（ハイブリッド形式）によるご提案も可能です。なお、仕様書に示す「本島３か所（北部・中部・南部）、離島２か所（宮古・石垣）以上での開催」という仕様は、特定ワークショップのみを指すものではなく、本業務において「集合型研修」を実施する場合の共通的な要件となります。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
14	仕様書 5(1)②イ／5 共通仕様	DX推進担当職員向けワークショップについて、オンライン形式のみでの実施を提案することは可能でしょうか。また、オンライン形式のみの場合、集合型研修の開催地域に関する条件は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	完全オンライン形式での提案も可能です。完全オンライン形式の場合、集合型開催地の条件（本島3か所・離島2か所）は適用されません。	11/2
15	仕様書 5(1)②イ	「全ての受講者が参加できる回数」とは、対象となる120名全員に参加機会を提供することを求めるものであり、実参加者数120名の確保を義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、1回当たりの実施時間や定員に指定はありますでしょうか。	参加者120名の確保を義務付けるものではありませんが、実施回数、周知およびリマインド等、多くの受講者が参加できるような企画・構成をご提案ください。	11/2
16	仕様書 2(4)	会場設営に含まれる「PCの調達、設定等」について、受講者用PCを人数分用意する必要がありますでしょうか。それとも、受講者が所属自治体の端末等を持参する形での運営も可能でしょうか。	No.3の回答と同じ	11/2
17	仕様書 5(1)②ア／eラーニング共通項目	DX推進担当職員向けのeラーニングについて、最低限必要な講座数、総学習時間及び各講座の受講時間に基準や想定されている目安はあるでしょうか。指定がない場合は、研修目的に沿って受託者が設定してよいとの認識でよろしいでしょうか。	指定はありません。研修目的に沿って適切な講座数・学習時間をご提案ください。	11/2
18	仕様書 2(2)／5 eラーニング共通項目	eラーニングの受講環境は、契約履行期間の終了日（令和9年3月31日）まで提供すればよいでしょうか。契約終了後も利用可能とする必要がある場合は、必要な提供期間をご教示ください。	契約期間内の提供を基本とします。	11/2
19	仕様書 2(3)／5 共通仕様	県が行う研修の周知・参加促進と、受託者が行う参加者募集の役割分担についてご教示ください。県から対象市町村の担当窓口等をご共有いただき、受託者が参加申込受付及び参加者名簿管理を行う想定でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	11/2
20	仕様書 10（成果物）	既存のeラーニング教材や第三者が権利を有する教材を使用する場合、教材自体の著作権は権利者に留保し、必要な利用許諾を得て提供する取扱いで差し支えないでしょうか。県に帰属する成果物の具体的な範囲をご教示ください。	既存の著作物に関してはご認識の通りです。本業務のために新たに作成した成果物（テキスト、演習資料、報告書等）については県に帰属します。	11/2
21	仕様書 10(1)④	月例業務報告書の内容として記載された「日常業務支援に係る実績」とは、本業務における研修準備・運営・受講者対応等の実績を指すとの理解でよろしいでしょうか。研修運営とは別に、市町村の日常業務を支援する業務も含まれるのでしょうか。	報告書の記載内容に関してはご認識の通りです。市町村の日常業務を支援する業務は本委託の範囲には含まれません。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
22	仕様書 5／12（再委託）	サードベンダーが提供する既存のeラーニング教材及び学習管理サービスをライセンス契約により利用する場合、仕様書12に定める再委託に該当するでしょうか。また、該当する場合、県による事前承認が必要となる範囲をご教示ください。	ライセンス利用は仕様書11(1)の「使用料・賃借料」に該当し、再委託には当たりません。	11/2
23	仕様書 5／eラーニング共通項目	受講後の達成度テストについて、eラーニングサービスに標準搭載されたテスト機能に限らず、別途Webフォーム等を用いて分野別の理解度を測定する方法でも差し支えないでしょうか。	ご提示の内容でも差し支えありません。	11/2
24	仕様書 5／eラーニング共通項目	既存のeラーニングサービスを利用する場合、教材自体にダウンロード可能なテキストが付属していない講座については、受託者が独自に補助資料や要点整理資料を作成・配布することで要件を満たす認識でよろしいでしょうか。	仕様書記載の →倍速再生や章立てごとに区切りを設ける →テキスト資料のダウンロードまたは配布 は例示です。教材やテキストの配布は必須要件とはしません。	11/2
25	仕様書 3／11（経費）	eラーニングサービスの契約が年間契約となり、利用権の有効期間が本業務の履行期間を超える場合、年間ライセンス費用の全額を本業務の対象経費として計上することは可能でしょうか。それとも、業務履行期間に対応する費用のみが対象となるでしょうか。	契約期間終了後のeラーニングの継続利用に関しては想定していません。なお、実際に発生する費用全額を本業務の対象経費として計上することは妨げません。ただし、経費に関しては企画提案審査基準「5.経済性」の評価対象となります。	11/2
26	仕様書 2(2)／5(1)	eラーニングの受講環境を整備するにあたり、受講対象者の氏名、所属市町村、メールアドレス等の必要情報は県から提供される想定でしょうか。また、受講開始1週間前までに環境を整備するため、受講者情報の提供時期に目安はありますでしょうか。	受講募集方法についてもご提案ください。受講者募集期間については契約締結後、県と受託者で業務実施計画を策定するなかで決定します。	11/2
27	仕様書 5／eラーニング共通項目	eラーニングの利用状況について、県への報告では市町村別の受講率や進捗状況の集計が必要となるでしょうか。また、個々の受講者の学習履歴まで提出する必要がありますでしょうか。	市町村別および個々の受講者の状況を含む進捗管理に必要な情報の報告を求めます。	11/2
28	仕様書 5(2) 管理職職員向け研修	管理職職員向け研修について、全市町村から計100名以上の参加を想定されていますが、この人数はウェビナー全開催回の延べ参加人数でしょうか。それとも、重複を除いた実参加者数でしょうか。	重複を除いた実参加者数（実人数）として100名以上の想定です。	11/2
29	仕様書 5(2)、5(3) ウェビナー型研修	ウェビナーの開催回数について、参加機会の確保を目的として同一内容の研修を別日程で実施する場合も、所定の開催回数に含めることは可能でしょうか。それとも、各回で異なる研修内容を設定する必要があるでしょうか。	多くの職員の受講機会を確保する観点から同一内容の研修を複数回開催することを想定しています。ただし、異なる内容の研修をそれぞれ複数回開催するご提案も可能です。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
30	仕様書 6(3) 研修資料の事前承認	サードベンダーが提供する既存のeラーニング教材を利用する場合、講座概要やカリキュラム等を提示して県の承認を得る方法で差し支えないでしょうか。それとも、教材本体の提出や受講画面の確認等が必要となるでしょうか。	教材本体の事前提出や受講画面の確認等は必須とはしませんが、講座内容が確認できる資料等の提出のうえ承認を得てください。	11/2
31	仕様書 6(2) 問い合わせ窓口	受講者からの質問・相談に対応する窓口について、受付方法、対応時間、回答期限等に指定はあるでしょうか。また、eラーニングのログインや動画再生等の技術的な問い合わせも対応範囲に含まれる認識でよろしいでしょうか。	相談窓口の対応方法等については指定はありません。また、eラーニングのログイン等の技術的問合せへの一次対応も含まれます。	11/2
32	仕様書 8(3) 講師の要件	講師に求められる「豊富な研修実績」について、研修実施回数や年数、自治体向け研修の経験等に具体的な基準はあるでしょうか。	講師の研修実績等については基準は設けていません。	11/2
33	仕様書 10(1)③ 研修に係る資料	成果物として納品する「研修に係る資料」には、eラーニングで利用したサードベンダーの既存教材も含まれるでしょうか。既存教材については、著作権及び利用規約上の制約があるため、講座一覧、カリキュラム及び受講実績等の提出をもって代替することは可能でしょうか。	既存教材本体の納品ではなく、講座一覧・カリキュラム・受講実績等の提出で代替可能です。	11/2
34	仕様書 11(1) 人件費	人件費に記載されている統括担当者、専門員A及び専門員Bの参考日額単価について、積算上の上限単価として適用する必要があるでしょうか。それとも、実際の給与等に基づく算定根拠を示すことで、参考日額単価と異なる金額を計上することは可能でしょうか。	参考単価を基準としつつ、根拠を示すことで実態に応じた計上も可能です。	11/2
35	仕様書 11(1) 事業費（報償費）	外部講師への謝礼金について、別添「講師等謝礼金支払基準の取扱いについて」に基づき積算する旨の記載がありますが、当該基準資料をご提供いただくことは可能でしょうか。また、同基準は外部講師への謝礼金の上限額を定めるものとの認識でよろしいでしょうか。	県ホームページの公募関係資料一覧に掲載します。同基準は謝礼金積算の上限目安となります。	11/2
36	仕様書 12(3)、(4) 再委託の範囲・承認	ウェビナーやワークショップの実施にあたり、外部の専門講師へ講義・研修の実施を依頼する場合、当該依頼は再委託に該当するでしょうか。また、再委託に該当する場合、県による事前の書面承認が必要となる認識でよろしいでしょうか。	外部の事業者に講義・研修の実施業務を委託する場合は、講義の一部・全部を問わず「再委託」に該当しますので、あらかじめ県の事前の書面承認（仕様書12(4)）が必要となります。 一方、講師に対し、受託者から直接講義を依頼して講師に直接謝金を支払う形態をとる場合は、再委託には該当せず事前の書面承認手続きは不要です。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
37	仕様書12 再委託の禁止／仕様書5 研修内容	本業務では、第三者が提供するeラーニング教材および学習環境（プラットフォーム）を利用することを想定しています。 （BIPROGY社およびコア・プログレスイノベーション社が提供するe-Learningコンテンツ、BIPROGY社およびコア・プログレスイノベーション社が提供する他社のe-Learningコンテンツ）。これらの利用料（ライセンス料）は、仕様書11(1)の「使用料・賃借料」として計上し、仕様書12に定める再委託には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。再委託に該当する場合は、必要な手続きと経費の計上区分をご教示ください。	第三者が提供する既存のeラーニングコンテンツやLMS等のライセンス利用料は、仕様書11(1)の「使用料・賃借料」に該当し、再委託には当たりません。	11/2
38	仕様書5 ウェビナー型研修及びワークショップに係る共通仕様	「集合型研修を実施する場合は、本島３か所、離島２か所以上での開催」とありますが、ワークショップは集合型での実施が必須でしょうか。また、上記に加えてオンライン形式の回を設けることは可能でしょうか。その場合、オンライン回を開催回数に含めてよろしいでしょうか。	完全オンラインまたはオンライン併用（ハイブリッド）での提案も可能です。集合型（対面）を実施する場合は「本島3か所、離島2か所以上」の要件を満たしてください。なお、追加でオンライン回を提案することは妨げません。	11/2
39	仕様書9 主要スケジュール	主要スケジュールの表から、DX職員研修の実施期間を読み取ることができませんでした。研修は何月までに終了する想定でしょうか。３月上旬に研修（ウェビナー等）を実施することは可能でしょうか。あわせて、完了検査の想定時期をご教示ください。	令和9年3月31日までに成果物を取りまとめ、完了検査を受けることを考慮したうえで研修期間を設定ください。	11/2
40	仕様書11(1) 報償費（別添）	報償費は別添「講師等謝礼金支払基準の取扱いについて」により積算することとされていますが、公開資料に当該別添が含まれていないようです。ご提供いただけますでしょうか。	No.35の回答と同じ	11/2
41	仕様書5 研修内容（受講者の旅費）	eラーニングについては「市町村に財政的負担を求めないこと」とされていますが、集合型のワークショップに参加する市町村職員の会場までの旅費は、各市町村の負担と考えてよろしいでしょうか。本業務で負担することを想定されている場合はご教示ください。	市町村職員の旅費（交通費等）は各市町村の負担となります。受託者の委託費に計上する必要はありません。	11/2
42	仕様書10 成果物（著作権）	成果物の著作権は県に帰属するとされていますが、本業務で利用する第三者の既存eラーニング教材、および受託者が本業務以前から保有する資料については、帰属の対象外との理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答と同じ。	11/2
43	仕様書5(1) DX推進を担当する職員（120名）	DX推進を担当する職員（120名）の選定・取りまとめは、県から各市町村へ依頼される想定でしょうか、それとも受託者が行う想定でしょうか。あわせて、受講者が確定する時期の目安と、120名を超える申込みがあった場合の取扱いをご教示ください。	No.26の回答と同じ。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
44	仕様書3 業務実施期間（eラーニング）	eラーニングの受講期間を、契約期間（令和９年３月31日）以降も継続できる形で契約することは可能でしょうか。可能な場合、費用の計上方法をご教示ください。	No.25の回答と同じ。	11/2
45	仕様書5(2)(3) ウェビナー型研修（視聴環境）	市町村の端末環境（LGWAN接続系・インターネット接続系）において、利用可能なWeb会議・配信ツールや視聴上の制約について、県で把握されている情報があればご教示ください。また、生成AI（Gemini、NotebookLM等）の市町村における利用環境について把握されている情報があればご教示ください。	No.1, No.4, No.10の回答と同じ。	11/2
46	仕様書5 共通仕様／仕様書2(4) 会場・PC	研修会場として県関連施設を利用する場合、使用料は発生しますでしょうか。また、仕様書2(4)の「PCの調達、設定等」について、受講者全員分のPCを受託者が用意する必要がありますでしょうか。受講者が所属のPCを持参する形も可能でしょうか。	県関連施設であっても施設規程等により使用料が発生する場合があります 集合型研修でのPCは受託者での調達が原則となります。	11/2
47	仕様書5(1)②イ ワークショップ	「自庁及び地域における課題等をテーマに業務改善及びについて考え」とあり、「及び」の後の語句が欠けているように見受けられます。正しい記載をご教示ください。	「及び」は誤字です。正しい記載は以下の通りです。 「自庁及び地域における課題等をテーマに業務改善について考え、eラーニングで習得した知識をもとに改善策を創出する。」	11/2
48	仕様書10(1)④ 月例業務報告書	月例業務報告書の内容が「日常業務支援に係る実績、業務実施計画書の進捗状況」とされていますが、本業務における「日常業務支援」とは何を指すのでしょうか。研修の実施状況・受講状況等の報告との理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答と同じ。	11/2
49	企画提案書作成要領2(2)	企画提案書本体は「20ページ以内（表紙、目次、中表紙等含む）」とされていますが、企画提案書鑑（様式６）はページ数に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、「A4版横置き・横書きを基本とする」とありますが、画面比率16:9で作成した資料をA4横に印刷して提出することは可能でしょうか。	様式6（企画提案書鑑）は20ページの制限に含まれません。また、画面比率16:9で作成した資料をA4横用紙に印刷して提出することは可能です。	11/2
50	仕様書5(3) □eラーニングに係る共通項目	KPIを設定し、達成に向けた利用促進を図るためには、受講者様が全員個別のメールアドレスをお持ちと考えておりますが、よろしいでしょうか。	受講者各自が個別メールアドレスを保有していることを前提として構いません。	11/2
51	仕様書5(3) □eラーニングに係る共通項目 ・わかりやすさや受講しやすさに配慮した教材とする。	テキスト資料のダウンロードまたは配布は、サマリー資料でもよろしいでしょうか。 たとえばオフライン学習が前提で、資料のサマリーではなく、内容全ての資料が必要になる場合はありますでしょうか。	サマリー資料や要点整理資料の配布・ダウンロードでも差し支えありません。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
52	仕様書5(3) □eラーニングに係る共通項目 ・わかりやすさや受講しやすさに配慮した教材とする。	受講者以外の方に配布される可能性はありますでしょうか。	受講者以外への配布は想定していません。	11/2
53	仕様書5(3) □eラーニングに係る共通項目 ・受講後の（ジャンル毎や分野毎）達成度テストで理解度を確認できる工夫をすること。	ジャンルや分野ごとではなく、教材ごとのテストでもよろしいでしょうか。	学習内容の理解度が適切に測定できる構成であれば問題ありません。	11/2
54	仕様書5(3) □eラーニングに係る共通項目 ・受講環境については、万全のセキュリティ対策を講じること	具体的に求められるセキュリティ基準はございましたら、ご教示ください。	沖縄県情報セキュリティ基本方針（令和７年４月１日）及び国の定める事業者向けガイドライン等を参考に、適切なセキュリティ対策を実施することとし、提案書に内容を記載して下さい。	11/2
55	仕様書11 ２事業費(2)補償費	別添「講師等謝礼金支払基準の取扱いについて」が関係書類の中に見当たりません。場所をご教示いただけますでしょうか。	N0.35の回答と同じ。	11/2
56	仕様書 ２（６)事務局業務	事務局業務として受講者からの照会や連絡等に対する対応窓口として連絡調整等を行うこととありますが 事務局の受付／回答時間帯および受付／回答方法につきましてご教示ください。 （平日のみ／土日祝日含む、時間帯等）（メールでの受付／回答、電話での受付／回答等）	N0.31の回答と同じ。	11/2
57	仕様書 ５ 研修内容 □ウェビナー型研修及びワークショップに係る共通仕様	参加者の募集は乙で行うこととありますがメール等でのご案内を想定しております。 「募集先の対象者の選定」および「対象者のご連絡先（メールアドレス）」は開示いただける認識でよろしいでしょうか。	募集段階で対象自治体職員のすべての連絡先を開示することはできません。募集段階においては各自治体の窓口となる連絡先を共有します。	11/2
58	仕様書 １２ 再委託の禁止について	再委託について、「その他、県が契約の主たる部分と決定した業務」とありますが、具体的に何を指しますでしょうか。 例えば、受託者がeラーニング教材や講師を外部から調達する場合の考え方についてご教示ください。	契約の主たる部分とは「全体の企画判断・統括管理や契約金額の50%を超える部分等」を指しておりますが、判断が難しい場合は、県と協議して決定するものとします。 個別の既存教材ライセンス購入（使用料）や一部専門講義の講師依頼等は「主たる部分」には該当しません。	11/2
59	企画提案審査基準 項番２ 類似業務の 受託実績	類似業務の受託実績について、受託者のみが対象でしょうか。コンソーシアムは対象に含まれる想定ですが、コンソーシアム以外、例えば再委託先の実績や外部調達先として提携する業者の実績の扱いについてご教示ください。	類似業務受託実績の評価対象は、申請事業者（単独受託者またはコンソーシアム構成員）の実績となります。再委託先の実績や外部調達先として提携する業者の実績は含みません。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
60	仕様書　4　前提条件	受託者は過去に同様の案件実績を有さなくても公募に応募可能でしょうか。	参加資格要件（公募要領6）を満たしていれば、同種実績の有無に関わらず応募自体は可能です。なお、実績の有無は企画提案審査基準「２ 類似業務の受託実績」において評価対象となります。	11/2
61	仕様書5(1) DX推進担当職員（120名）	120名の市町村別の内訳（各市町村からの参加人数）や選抜方法は、県で決定済みでしょうか。決定済みの場合、受託者へはいつ共有されますか。	沖縄本島北部、中部、南部各圏域ごと30名、宮古、八重山圏域ごと15名ずつを想定していますが、詳細は応募者集計後に調整のうえ決定します。	11/2
62	仕様書5(1)イ、5ウェビナー型研修及びワークショップに係る共通仕様 ワークショップの開催形態	「全ての受講者が参加できる回数」について、集合型とオンライン型を併用する提案（例：北部・離島はオンライン、本島の中部・南部は集合）は可能でしょうか。また、集合型を実施する場合の「本島3か所（北部・中部・南部）、離島2か所（宮古・石垣）以上」は、全ての回で満たす必要がありますか。それとも、事業全体でその会場数を満たせばよいでしょうか。	N0.38の回答と同じ。	11/2
63	仕様書5(3) 一般職職員のウェビナー	「同時接続上限数が300名以上」の配信ツールのライセンスについて、県または市町村が既に利用している配信ツールを使用する場合は、受託者の調達対象外としてよいでしょうか。また、一般職の想定受講者数（申込見込み）があれば教えてください。	配信ツール・ライセンスは、受託者において調達・提供ください。また、一般職向け研修の受講者数は300名以上を想定しています。	11/2
64	仕様書5 eラーニングに係る共通項目	県が指定または推奨する学習管理システム（LMS）や配信環境はありますか。また、市町村の庁内ネットワーク環境から受講できることは必須要件でしょうか。	県が指定・推奨するLMS等はありません。各市町村のネットワーク環境は、LGWAN接続系とインターネット接続系のどちらで想定いただいても構いません。	11/2
65	仕様書5 サードベンダー教材の活用	既存の市販・汎用のeラーニング教材を活用する場合、その利用料は「事業費（使用料・賃借料）」に計上してよいでしょうか。	N0.37の回答と同じ。	11/2
66	仕様書10 成果物の著作権	成果物の著作権は県に帰属するとありますが、受託者が従前から保有する教材やアセスメント等（既存コンテンツ）は対象外とし、受託者が権利を留保したうえで県に利用を許諾する形としてよいでしょうか。	受託者が従前から保有する既存コンテンツやシステム等の権利は受託者に留保され、県へは本業務の履行に必要な範囲での利用を許諾いただく整理で差し支えありません。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
67	応募要領6(11)（参加資格） 沖縄県内での打合せ対応体制	応募要領6(11)に「業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること」とありますが、次の点を教えてください。(1) 沖縄県内に本社・支店・営業所等の拠点を有していることは必須でしょうか。県外に本社を置く事業者も応募できますか。(2) 県内に拠点がない場合、Web会議での打合せ、必要に応じた来庁、県内の協力会社の活用により、この要件を満たしたものと扱っていただけますか。あわせて、月1回の調整会議は対面とオンラインのいずれを想定されていますか。(3) この要件を満たすことは、企画提案書のどこに、どのように記載すればよいでしょうか。	① 沖縄県内に拠点（本店・支店等）を有することは参加資格の必須条件ではなく、県外事業者も応募可能です。 ② Web会議を基本とし、必要に応じて来県・対面対応ができる体制が整っていれば要件を満たします。月1回の調整会議は対面またはオンラインのいずれでも構いません。 ③ 企画提案書の実施体制や業務運営方針等の該当項目において具体的に記載してください。	11/2
68	仕様書12(3)(4) 再委託の範囲と承認	会場運営、受付、現地サポートなどを沖縄県内の事業者に委託する場合、「再委託」として事前の承認が必要ですか。承認が必要な場合、企画提案書に記載すべき事項はありますか。	ご提示の業務を第三者に委託する場合は事前承認が必要な再委託に該当します。企画提案書においては、予定する実施体制および再委託の概要・範囲を記載してください。	11/2
69	仕様書5(2) 管理職職員のウェビナー	「全市町村から計100名以上の参加を想定」とされる管理職の範囲（部長級・課長級など）について、県の想定があれば教えてください。	首長・副首長含む係長級以上のマネジメント層を想定しています。	11/2
70	仕様書5 全研修共通（受講率・参加促進）	受講率・参加率について、県としての目標水準（KPI）の想定はありますか。また、県が行う研修の周知・参加促進の取組（市町村への通知方法、市町村向け説明の機会など）の具体的な内容を教えてください。	県としての目標水準（KPI）は設けていません。受託者で適切なKPIをご提案ください。 県からは各市町村のDX担当課等へ公文書等により受講案内、周知依頼を行うことを想定しています。	11/2
71	令和7年度の同業務の実施結果	令和7年度の沖縄県市町村DX人材育成研修業務の実施結果（受講者数、アンケート結果、課題の整理など）のうち、公開可能なものがあれば、提案の参考として提供いただくことは可能でしょうか。	令和7年度業務の個別データ等の提供はいたしかねます。公募要領および仕様書に記載の内容に基づきご提案を作成ください。	11/2
72	公募型プロポーザル応募要領 参加資格 6(11) 「業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること」について	①県内に事務所や常駐者を置くことを求めるものでしょうか。 ②Web会議等で、県の求めに応じて速やかに対応できる体制であれば、要件を満たすと理解してよいでしょうか。	No.12の回答と同じ。	11/2
73	仕様書 5(2)（管理職）、5(3)（一般職） ウェビナーの回数の考え方について	「2回以上」「3回以上」は、大勢の参加者を見越し、参加機会の確保という観点で、同一内容の研修を複数回開催する想定でしょうか。	ご認識の通りです。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
74	仕様書 5 研修内容 1回あたりの研修時間と、研修間の実践課題について	①ウェビナー・ワークショップの1回あたりの時間について、県が想定する目安や制約（上限・下限）はありますか。 ②受講者が自らの業務で取り組む課題（事前・事後課題）を設けることは可能でしょうか。	① 1回あたりの研修時間について、県として一律の制約や指定は設けておりません。研修目的の達成と受講者の業務負担を考慮した適切な時間設定をご提案ください。 ② 受講効果を高めるための事前・事後課題（職場での実践課題等）の設定は可能であり、効果的な企画・構成のご提案を検討ください。	11/2
75	仕様書 10 成果物について （成果物の著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。）について	本業務の実施にあたり、当社が従来から保有している研修コンテンツ、教材テンプレート、ノウハウ、フレームワーク、汎用的な解説資料等を基礎として、本事業向けにカスタマイズした教材・研修資料を作成することを想定しています。 この場合、本業務において新たに作成した成果物の著作権は発注者に帰属する一方で、受注者が従前から保有するコンテンツ、ノウハウ、フレームワーク、教材のベース部分については受注者に権利が留保され、他の顧客向けサービス等において継続利用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	11/2
76	応募要領 6⑾／JVの県内対応	コンソーシアムの構成員の一部が沖縄県外に所在する場合でも、代表法人が県内に拠点を有し、県内での打合せ等に迅速かつ円滑に対応できる体制を確保すれば、参加資格を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	11/2
77	応募要領 6⑶⑷・11⑴／JVの役割分担	代表法人が業務全体の管理運営、構成員間調整及び経理事務を主体的に担い、県外の構成員が研修企画、教材作成、講師業務、オンライン研修運営等を分担する体制は認められますか。 また、構成員が実施する業務の経費計上・精算方法について留意事項があればご教示ください。	コンソーシアム内での適切な役割分担に基づき、提案された体制で業務を遂行することは認められます。経費については協定書等に基づき、各構成員の分担額・実費を明確にして計上してください。	11/2
78	契約書案／再委託の範囲	単独受託の場合、研修カリキュラム作成、講師による研修実施、 eラーニング教材・配信基盤の提供を外部事業者に依頼することは、事前の書面承認を条件に認められますか。 認められる範囲、金額割合の制限及び講師への直接謝金との取扱いの違いをご教示ください。	No.57の回答と同じ。	11/2
79	仕様書／ワークショップ開催方法	DX推進担当職員向けワークショップについて、オンライン会議システムのグループ討議機能等を活用した完全オンライン方式で、所定の参加人数及び研修目的を満たす運営は可能でしょうか。 対面開催が必須の場合、県内本島北部・中部・南部及び宮古・八重山での開催要件をご教示ください。	No.38の回答と同じ。	11/2
80	仕様書／参加者募集・参加促進	研修参加者の募集に際し、県から各市町村へ参加依頼・推薦依頼等の通知を行い、受託者は申込受付、参加者管理、案内・督促、参加率の低い団体への連絡調整等を担当するとの理解でよろしいでしょうか。 自治体内部での受講者選定・参加指示は各自治体が行う想定でしょうか。	ご認識の通りです。	11/2

■令和８年度沖縄県市町村DX人材育成研修業務 質問に対する回答

2026/11/2
沖縄県デジタル社会推進課

No	項目	質問	回答	回答日
81	仕様書／教材・配信環境	e ラーニング教材及びウェビナーについて、既存教材を本業務向けに調整して使用することや、既存の外部配信プラットフォームを利用することは可能でしょうか。 その場合、既存教材・システムの著作権及び利用許諾と、県へ帰属する成果物の範囲をご教示ください。	No.66の回答と同じ。	11/2
82	応募要領9⑷①キ／納税証明書	「直近３年間」の滞納がないことを証明する書類について、国税は発行から３か月以内の「納税証明書（その３の３）」１通で足りますか。それとも法人税及び消費税・地方消費税の各年度の「その１」が必要でしょうか。県税及び市町村税についても、現時点の滞納がない旨の証明書で足りるか、年度別証明が必要かをご教示ください。	国税について、「納税証明書（その3の3）」を１通ご提出ください。県税および市町村税について、申請時点で滞納がない旨の証明書を１通ご提出ください。	11/2